

島根県原子力防災センター等放射線防護対策設備フィルター調達・交換 仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、島根県（以下「県」という。）が発注する「島根県原子力防災センター等放射線防護対策設備フィルター調達・交換（以下「本業務」という。）」を受注する者（以下「受注者」という。）の業務について必要な事項を定めたものである。

2. 業務目的

本業務は、島根県原子力防災センター及び島根県職員会館のフィルターユニットが、目的に沿った機能を発揮できるよう活性炭素繊維フィルターの調達を行うものである。

3. 契約期間

契約日から令和9年3月31日まで

4. 納入場所

島根県松江市内中原町52番地 島根県原子力防災センター
島根県職員会館

5. 業務内容等

(1) フィルター等の仕様（現在設置している型式を参考として記載）

・活性炭フィルター 12枚（テストピース12式×4年分含む）

① 型 式：WAC-292-NC（株式会社ワカイダ・エンジニアリング製）

② 寸 法：610mm×610mm×292mm

③ 定格風量：50m³/min

④ 捕集性能：放射性ヨウ素99.5%以上

・フィルターユニット仕様

①型 式：DSC-167S-11（株式会社日本環境調査研究所製）

②定格風量：10,000 m³/h

(2) フィルター交換

フィルターユニットに装填されている活性炭素繊維フィルターの交換を行う。

(3) 機器動作確認

フィルターの交換後、機器が正常に動作するか確認すること。

(4) その他

- ①実施スケジュールについて、県と日程調整を行い実施すること。
- ②本業務において施設運営に影響が起りうる事項がある場合は、事前に県に報告し、可能な範囲で対策を講じること。
- ③業務中に異常を発見した場合は、直ちに県に報告し、指示を受けること。
- ④業務中は、社名が分かる腕章・名札等を着用すること。
- ⑤本業務の実施にあたり、国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）及び島根県グリーン調達方針推進方針に基づきこれらに適合する環境物品の使用等が見込まれる場合には、これを積極的に採用すること。

6. 提出書類

以下の書類について、それぞれ示す期限までに(4)の場所へ提出すること。

- (1) 作業工程表：契約締結後及び変更の都度速やかに
- (2) 活性炭素繊維フィルターの放射性ヨウ素除去効率が 99.5%以上あることを確認できる検査成績書等：納品前まで
- (3) 納品書：本業務完了後、10 日以内
- (4) 提出場所：〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地
島根県防災部原子力安全対策課

7. 検収

本業務完了後、本仕様書及び関係書類に基づき検査を行い、その結果を、県が、本仕様書に定めたとおりの作業が行われたと認めたことをもって、検収とする。

8. 受注者の義務

受注者は、「特許法」、「職業安定法」、「労働基準法」、「労働安全衛生法」及び「日本産業規格」等業務に係る法規(条例を含む)を遵守し、この仕様書及び県の指示に従い、信義誠実を旨とし、業務を完了させなければならない。また、受注者は、当該契約の履行に関する一切の責任を負うものとする。

9. 機密の保持

受注者は、本業務の実施に当たり知り得た一切の事項を、本業務の実施期間満了後においても、第三者に公表若しくは漏えいしてはならない。また、受注者は本業

務を 13 の規定により第三者に再委託し、又は請け負わせる場合は、当該受注者に対して、機密の保持を徹底するよう適切に指示・監督しなければならない。

10. 安全管理の確保

受注者は、本業務の実施に当たり、「労働安全衛生法」等安全に関する諸法規(条例を含む。)を遵守し、労働災害の絶無に努めなければならない。業務実施上発生した災害については、すべて受注者が自己の責任と負担で処理するものとする。

11. 管理体制の確立

受注者は、本業務の実施に当たり、業務の規模及び内容に応じた管理体制を確立しなければならない。県は、受注者の本業務の実施において、品質管理に疑義が生じた場合は、受注者側実施責任者と協議の上、立入による品質管理に係る実施状況の監査を実施することができる。また、その結果によっては、改善策を求めることができる。

12. 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により、業務の実施に関し県又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

13. 再委託の禁止

受注者は、軽微なものを除き、県の承認を受けないで、本業務の実施について再委託をしてはならない。ただし、あらかじめ県の承認を得た場合を除く。

14. 調査等

県は、必要があると認めるときは、受注者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

15. 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、すべて受注者の負担とする。

16. 合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起又は調停(県と受注者と協議の上専任された調停人が行うものを除く。)の申立ては、島根県松江市を管轄する裁判所をもって合意管轄裁判所とする。

17. 疑義

本仕様書に記載のない事項及び本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、県と受注者と協議の上、業務を遂行するものとする。